

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公開番号】特開2014-237406(P2014-237406A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2013-121681(P2013-121681)

【国際特許分類】

B 6 2 D 25/04 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 25/04 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月9日(2016.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

上記構成のように、リアドアストライカリンフォース130とリアシートストライカリンフォース140とを近接させ、それらに前フランジ132aおよびフランジ144を設けることで、クォータインナパネル120との3枚打ちでの接合が可能となる。これにより、リアドアストライカ130aからの荷重がリアドアストライカリンフォース130を介してリアシートストライカリンフォース140にも伝わり、荷重を分散することができる、リアシートストライカ140aからの荷重がリアシートストライカリンフォース140を介してリアドアストライカリンフォース130にも伝わるため、荷重を分散することができる。また、接合箇所を減らすことができるため、接合作業を軽減し、作業工程の簡略化を図ることができる。またリアドアストライカリンフォース130とリアシートストライカリンフォース140とが近接していることで、リアピラー100の構造を簡素化することも可能となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

なお、本実施形態では、リアドアストライカリンフォース130の前フランジ132aとリアシートストライカリンフォース140のフランジ144においてクォータインナパネル120との3枚打ちを行う構成を例示したが、これに限定するものではない。例えば、リアシートストライカリンフォース140の膨出形状142の上部や下部にフランジを設け、このフランジと、リアドアストライカリンフォース130の上フランジ134aや下フランジ136aと、クォータインナパネル120とを3枚打ちする構成としてもよい。またリアドアストライカリンフォース130においても、本実施形態のように基本面132、上面134および下面136のすべてにフランジを設ける必要はなく、リアドアストライカリンフォース130と、リアシートストライカリンフォース140と、クォータインナパネル120との3枚打ちに要する箇所のみにフランジを設ける構成とすることも可能である。